

第 28 号議案

豊川市保育所条例の一部改正について

豊川市保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 2 年 2 月 21 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市保育所条例の一部を改正する条例

豊川市保育所条例（昭和 39 年豊川市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

別表豊川市立一宮西部保育園の項を削り、同表豊川市立大木保育園の項中「豊川市大木町荒屋 430 番地」を「豊川市大木町荒屋 435 番地」に改め、同表備考中「、豊川市立一宮西部保育園は豊川市立大木保育園の」を削り、「分園」を「、豊川市立萩保育園は豊川市立赤坂台保育園の分園」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市立大木保育園と豊川市立一宮西部保育園の統合整備に伴い所要の規定の整備を行うとともに、施設運営の合理化を図るため豊川市立萩保育園を豊川市立赤坂台保育園の分園とする必要があるからである。